

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
朝日新聞外の購入(7月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 松脇達朗 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年7月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,113,191	3,113,191	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
朝日新聞外の購入(8月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年7月30日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
朝日新聞外の購入(9月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年8月27日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
朝日新聞外の購入(10月分)	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 佐藤善信 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成21年9月28日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項	3,108,711	3,108,711	100.0%	—	当該所在地において、唯一販売等を行っている業者であるため。	10	
平成21年度地盤沈下防止等対策要綱推進調査(愛知県)	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局水資源部長 谷本光司 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年8月26日	愛知県知事神田真秋 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	会計法第29条の3第4項	1,207,000	1,207,000	100.0%	—	当該相手方でなければ、必要とする情報を得ることが不可能なため	12	
平成21年度地盤沈下防止等対策要綱推進調査(名古屋市)	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局水資源部長 谷本光司 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年8月26日	名古屋市長河村たかし 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項	1,250,000	1,250,000	100.0%	—	当該相手方でなければ、必要とする情報を得ることが不可能なため	12	
平成21年度地盤沈下防止等対策要綱推進調査(福岡県)	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局水資源部長 谷本光司 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年8月26日	福岡県知事麻生渡 福岡県福岡市博多区東公園7-7	会計法第29条の3第4項	1,458,000	1,458,000	100.0%	—	当該相手方でなければ、必要とする情報を得ることが不可能なため	12	
平成21年度地盤沈下防止等対策要綱推進調査(佐賀県)	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局水資源部長 谷本光司 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年8月26日	佐賀県知事古川康 佐賀県佐賀市内1-1-59	会計法第29条の3第4項	1,281,000	1,281,000	100.0%	—	当該相手方でなければ、必要とする情報を得ることが不可能なため	12	
平成21年度地盤沈下防止等対策要綱推進調査(茨城県)	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局水資源部長 谷本光司 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成21年9月18日	茨城県知事橋本昌 茨城県水戸市笠原町978-6	会計法第29条の3第4項	1,287,000	1,287,000	100.0%	—	当該相手方でなければ、必要とする情報を得ることが不可能なため	12	
公示新聞掲載単価契約(日刊建設産業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成21年9月30日	(株)日刊建設産業新聞社 東京都板橋区板橋1-48-9	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約
公示新聞掲載単価契約(日刊建設工業新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成21年9月30日	(株)日刊建設工業新聞社 東京都港区東新橋2-2-10	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約
公示新聞掲載単価契約(建設通信新聞)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 青山 俊行 仙台市青葉区二日町9-15	平成21年9月30日	(株)日刊建設通信新聞社 東北支社 仙台市青葉区二日町3-10	会計法第29条の3第4項	公示案件1件につき ¥15,750	公示案件1件につき ¥15,750	100.0%	—	当該契約相手方以外には、当該業務を行える者がいない。	19	単価契約

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
「信濃川下流防災情報提供」新聞 広告制作及び掲載作業	分任支出負担行為担当官 北陸地方 整備局信濃川下流河川事務所長 石 崎 隆弘 新潟市中央区文京町14- 13	平成21年7月3日	(株)新潟日報社 新潟市善久772-2	会計法第29条の3第4項	1,443,750	1,443,750	100.0%	—	本業務は、災害時の迅速な避難行動に資 するために実施しているインターネット・携帯電 話等による各種防災情報の提供内容につい て広く周知し、災害時の避難行動に役立て て頂くとともに、洪水のおそろしき、防災に 対する備えなどについて、地域住民に関心 を持ってもらい、日頃より防災意識の向上を 図るとともに、現在、策定中の信濃川水系河 川整備計画について広く周知し、地域住民 の意見を広く募集することを目的として新聞 広告を掲載するものである。株式会社新潟日 報社が発行している新潟日報は、新潟県全 域をカバーしているとともに、朝刊発行部数 約50万部は、全国紙を含めて県内第1位で あり、県下普及率は約53%を超えているこ とから、効果的に周知することが可能であ る。以上のことから、株式会社新潟日報社 は、本業務を遂行することができる唯一の業 者であることから、会計法第29条の3第4項 及び予算法102条の4第3号に基づき、株 式会社新潟日報社と随意契約を結ぶもので ある。	19	
吉田法花堂自歩道工事に伴う 引込管等設備工事	分任支出負担行為担当官 北陸地方 整備局新潟国道事務所長 田中 倫 英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成21年8月7日	東北電力(株) 宮城県仙台市青葉区本 町1丁目7-1	会計法第29条の3第4項	8,161,650	8,161,650	100.0%	—	本件は、一般国道116号吉田法花堂電線 共同溝事業のうち、吉田法花堂自歩道工事 の工事範囲における電線類の地中化工事 において、引込管等設備の施工をする工事 である。電線管理者への委託契約について は、「無電柱化推進計画に係る運用と解説」 に基づいて、平成17年3月31日に北陸 地方整備局、東北電力株式会社の間で「無 電柱化推進計画における引込管等設備工 事等に関する協定書」が締結されている。上 記協定書に基づいて、会計法第29条の3第 4項及び予算法102条の4第3号の規定により随意契約を締結するも のである。	19	
吉田法花堂自歩道工事に伴う 引込管等設備その2工事	分任支出負担行為担当官 北陸地方 整備局新潟国道事務所長 田中 倫 英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成21年8月18日	エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット(株) 東京都中央区日本橋浜 町2-31-1	会計法第29条の3第4項	10,046,400	10,046,400	100.0%	—	本件は、一般国道116号吉田法花堂電線 共同溝事業のうち、吉田法花堂自歩道工事 の工事範囲における電線類の地中化工事 において、引込管等設備の施工をする工事 である。電線管理者への委託契約について は、「無電柱化推進計画に係る運用と解説」 に基づいて、平成17年3月7日に北 陸地方整備局、東日本電信電話株式会社 及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式 会社の間で「無電柱化推進計画における引 込管等設備工事等に関する協定書」が締結さ れる。	19	
新聞広告掲載業務(その2)	分任支出負担行為担当官 北陸地方 整備局新潟国道事務所長 田中 倫 英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成21年9月7日	(株)新潟日報社 新潟県新潟市善久772 -2	会計法第29条の3第4項	1,249,500	1,249,500	100.0%	—	本業務は、国道113号ござれや阿賀橋の開 通情報、国道7号新新バイパス新発田IC開 通情報を道路ユーザー及び一般市民に広く 周知し利用サービス向上に資するためと、 道路整備の必要性や重要性、効果等につい て理解を深めるための新聞広告を掲載する ものである。本業務について、各種情報等を 効果的に周知するためには、広告を掲載す る新聞の発行部数等が県内で最大であるこ とが求められるが、新潟日報は、県内全域 をカバーしているとともに、朝刊発行部数が 50万部を超え、全国紙を含めた県内シェア 第一位、世帯数に対する普及率は60%を 超えており、本業務を遂行することができる 唯一の新聞社である。よって、会計法第29 条の3第4項ならびに予算法102条の4 第3号により、随意契約を締結するもので ある。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
平成21年度 工事契約管理シ ステム改良その2業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備 局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲 町1-1-1	平成21年8月25日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	14,794,500	14,595,000	98.7%	—	本業務は、工事・建設コンサルタント業務関係の契約手続き業務を迅速かつ的確に処理することを目的として作成された工事契約管理システムについて、平成21年10月に導入される新サーバ環境において、稼働を加能とするシステム改良を行うものである。上記業者は当該管理システムを開発以降、他システムとの連携を図り、その整備・更新を行っており、代替性のない知識、技術を有している。また、当該管理システムは、上記業者が著作権人格権を所有しており、同権利の行使を意思表示している。以上の理由から、上記業者は本業務を履行できる唯一の機関であるため、会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	19	
平成21年度 デジタル道路地 図データベース更新業務	支出負担行為担当官 中部地方整備 局 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成21年8月25日	(財)日本デジタル道路地 図協会 東京都千代田区平河町1 -3-13	会計法第29条の3第4項	27,919,500	27,825,000	99.7%	—	本業務は、中部地方整備局管内における各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、平成21年4月から平成22年3月までに開通を予定している新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成20年度版を基に、平成21年度版として年次更新するものである。 本業務の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性・統一性を図るため、デジタル道路地図データベース仕様(全国デジタル道路地図データベース仕様、道路管理関係デジタル道路地図データベース仕様及びVICSリンク世代管理テーブルデータ仕様)に基づき更新する必要がある。 デジタル道路地図データベースに関する仕様の著作権は、財団法人日本デジタル道路地図協会が有しており、本業務を遂行するために必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、上記法人と随意契約するものである。 本業務は、工事契約管理システム(CCMS)において、一般競争入札方式への全案件移行により修正が必要となったデータの整備及び総合評価落札方式案件の入札調書の表示方法等の変更等、中部地方整備局の事業執行形態に合わせたシステムの改良を行うものである。本システムには著作権(財産権及び著作権人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているものの、著作権人格権は現在稼働中のシステムを設計・開発業務を行った上記業者が所有している。本業務はプログラムの変更及び追加並びに著作権法上のプログラム以外の「一般の著作物」となるデータベースの構築変更及びドキュメントの追加・変更を含むため、著作権人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)により、上記法人以外に当該業務を行わせることができない。よって、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号の規定を適用し、上記業者と随意契約を結ぶこととするものである。	19	
平成21年度 CCMS改良業 務	支出負担行為担当官 中部地方整備 局 富田 英治 名古屋市中区三の丸 2-5-1	平成21年8月28日	東芝ソリューション(株)東 京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	48,065,403	48,058,500	100.0%	—	本業務は、工事契約管理システム(CCMS)において、一般競争入札方式への全案件移行により修正が必要となったデータの整備及び総合評価落札方式案件の入札調書の表示方法等の変更等、中部地方整備局の事業執行形態に合わせたシステムの改良を行うものである。本システムには著作権(財産権及び著作権人格権)が発生しており、財産権は国が所有しているものの、著作権人格権は現在稼働中のシステムを設計・開発業務を行った上記業者が所有している。本業務はプログラムの変更及び追加並びに著作権法上のプログラム以外の「一般の著作物」となるデータベースの構築変更及びドキュメントの追加・変更を含むため、著作権人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)により、上記法人以外に当該業務を行わせることができない。よって、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号の規定を適用し、上記業者と随意契約を結ぶこととするものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備 考
平成21年度通信情報提供システム改修作業	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局岐阜国道事務所 沓掛 敏夫 岐阜市茜部本郷1-36-1	平成21年9月2日	日本無線(株) 東京都三鷹市下連雀5-1-1	会計法第29条の3第4項	5,523,000	5,523,000	100.0%	—	本作業は、現在配信停止中の事務所webサーバーのカメラ情報提供機能を、災害シーズン前に配信再開するため、緊急に中部地方整備局のホスティングサーバーへ移行することを目的としている。 本作業では、中部地方整備局内の道路情報提供システム、ファイアウォールのプログラム改修が必要であり、プログラムの改修作業については、既設通信装置内プログラムの著作権人格権を有する日本無線株式会社と契約する以外他にない。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき日本無線株式会社中部支社と随意契約するものである。	19	
平成21年度「飛騨地域風景街道」景観整備業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局高山国道事務所 鈴木 学 高山市上岡本町7-425	平成21年9月18日	特定非営利活動法人 飛騨地域街道協議会 代表者 世界遺産合掌街道実行委員長 村上 忠兵衛	会計法第29条の3第4項	—	1,082,890	—	—	風景街道の一つである「飛騨地域風景街道」は、「訪れる人」と「迎える地域」の地域交流により、地域コミュニティの再生と美しく味わいのある空間づくりに取り組んでいる。本業務は、「飛騨地域風景街道」が実施する活動のうち、沿道景観保全活動や勉強会等を通じて、飛騨地域の景観資源の活用をはかり、当該地域における「日本風景街道」の取り組みを推進するためのものである。 「日本風景街道」は、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創造する運動を促し、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とした、国土交通省の施策であり、飛騨地域風景街道推進協議会は、「風景街道中部地方協議会」において、公募・審査され、条件を満たすものとして登録された「飛騨地域風景街道」の活動組織である。 飛騨地域風景街道推進協議会は、飛騨地域風景街道の取り組みを実施する唯一の団体であり、飛騨地域風景街道推進協議会を代表する、世界遺産合掌街道実行委員長 村上 忠兵衛に委任するものである。	19	
デジタル道路地図データベース更新作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成21年9月2日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	会計法第29条の3第4項	23,488,500	23,100,000	98.3%	—	データベースの更新に必要な「データベース標準」の著作権を同協会が保有しており、業務目的を遂行できるのは同協会のみであるため。	12	
河川機械設備の効率的な維持管理手法に関する検討	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 齋藤 博之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年7月30日	立命館大学総合理工学研究機構 滋賀県草津市野路東1-1-1	会計法第29条の3第4項	—	3,066,336	—	—	本検討は、アセットマネジメント的管理手法の確立を目的として、既存設備の運転記録、故障・修繕記録等の分析及び知識ベース推論及び事例ベース推論を用いるためのデータベース化をおこなうことにより、河川機械設備の効率的な維持管理を目指す研究を平成20年度から22年度の3カ年で行うものである。本研究は、新技術開発評価会議において平成20年度に研究テーマとして審議、当局が認定し、上記法人と委託契約を行い研究を実施しているものであり、平成21年度においても引き続き学校法人 立命館大学総合理工学研究機構と委託契約を行うものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
国道9号舗装耐久性向上検討 業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方 整備局豊岡河川国道事務所 齋藤博 之 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成21年9月7日	京都大学 京都府京都市 左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	—	9,499,056	—	—	本業務は、積雪寒冷地の冬期における舗装の維持管理上、大きな課題となっているポットホールに対する補修履歴データの分析や既存の点検データを用いた舗装の劣化曲線算定等の検討を行うとともに、舗装材質、舗装構造及び舗装をとりまく社会的、環境的要因の関連関係について照査し、ライフサイクル費用の低減に資するような舗装のマネジメントシステムについての研究を行うものである。本業務は、産・学・官の連携・協力を図るべく、大学等の研究者を対象に、道路に関する研究テーマを昨年度公募し、応募された研究テーマを、産・学・官で構成された第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」の審査により特定したものである。応募された研究テーマについて、「新都市社会融合創造研究会」の委員会で審査した結果、上記法人の提案は、道路の管理瑕疵など喫緊の課題であり的確性、実現性が優れているため、研究テーマとして特定された。以上のことから、上記法人と契約を行うものである。	19	
浄化槽定期検査業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方 整備局和歌山河川国道事務所長 島 村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南 3-1-15	平成21年7月6日	(社)和歌山県水質保全 センター 和歌山市南大 工町26番地	会計法第29条の3第4項	—	44,800	—	—	供給者が一のため	4	
五條市域樋門等操作業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方 整備局和歌山河川国道事務所長 島 村 喜一 和歌山県和歌山市砂山南 3-1-15	平成21年7月6日	五條市長 奈良県五條市 本町一丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	—	3,936,450	—	—	供給者が一のため	4	
大滝ダム貯水池斜面監視統合 システムによる挙動解析研究 手法	分任支出負担行為担当官 近畿地方 整備局紀の川ダム統合管理事務所 中村 則之 奈良県五條市三在168	平成21年8月21日	国立行政法人 京都大学 京都府京都市左京区吉 田本町	会計法第29条の3第4項	—	14,007,000	—	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能な者から提供を受けるものであるため	12	
デジタル道路地図データベ ース更新作業	支出負担行為担当官 中国地方整備 局 藤田 武彦 広島市中区上八丁堀 6-30	平成21年8月24日	(財)日本デジタル道路地 図協会	会計法第29条の3第4項	26,239,500	26,040,000	99.2%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当該情報を提供することが可 能なものから提供を受けるもの	12	
事前通行規制周知広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方 整備局松山河川国道事務所 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町797- 2	平成21年7月1日	㈱愛媛新聞社 愛媛県 松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	1,367,100	1,367,100	100.0%	—	本件は、松山河川国道事務所管内で大雨や 台風時に事前通行規制を実施する国道があり、国民の生命・財産を守るために規制につ いて広く住民に周知する必要があることか ら、新聞紙上を活用した広報を行うもので ある。 (株)愛媛新聞社は明治9年の創設以降現在 まで至り、その発行する愛媛新聞は発行部 数が約31.5万部(県内における占有率は約6 0%)と他社に比べ圧倒的に多い愛媛県内 唯一の地方新聞であり、メディアとしての十 分な実績も有している。本件では、できるだ け多くの方に周知を図る必要があり、上記会 社は本件の目的を最も確実に効果的に達成 するものとする。	19	
与島PAの太陽光発電施設設 置社会実験に関する委託契約	支出負担行為担当官 四国地方整備 局 木村 昌司 香川県高松市サン ポート3-33	平成21年7月1日	本州四国連絡高速道路 (株) 神戸市中央区小 野柄通4-1-22	会計法第29条の3第4項	—	134,925,000	—	—	協定に基づく負担金	4	
府中湖PAの太陽光発電施設 設置社会実験に関する委託契 約	支出負担行為担当官 四国地方整備 局 木村 昌司 香川県高松市サン ポート3-33	平成21年7月1日	西日本高速道路(株)四 国支社 高松市朝日町 4-1-3	会計法第29条の3第4項	—	79,304,894	—	—	協定に基づく負担金	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
JR予讃線石手川橋梁改築事業の調査・測量・設計	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年7月9日	四国旅客鉄道(株) 香川県高松市浜ノ町8-33	会計法第29条の3第4項	—	9,775,000	—	—	法令の規定により契約の相手方が一に定まられている	1	
予讃線市坪・北伊予間市坪架道橋詳細設計業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立 敏之 香川県高松市サンポート3-33	平成21年7月24日	四国旅客鉄道(株) 香川県高松市浜ノ町8番33号	会計法第29条の3第4項	—	23,496,000	—	—	協定に基づく委託金	9	
平成21年度 デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立 敏之 香川県高松市サンポート3-33	平成21年8月10日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	会計法第29条の3第4項	11,151,000	11,025,000	98.9%	—	本件は、道路行政(計画・工事・管理)の高度化・効率化及び道路交通情報通信システム(VICS)の整備に資する目的で、四国地方整備局内の道路地図情報を基本データとするデジタル道路地図データベース及びVICSリンク世代管理テーブルデータベース等の更新・作成を行う業務である。当法人は、デジタル道路地図データベースシステムを開発し、その著作権人格権を有しており、また著作権は共有著作権者として国土交通省と当法人が共有している。当法人は著作権者人格権及び共有著作権者としての著作権を行使することを意思表示しており、このことにより他の業者では本業務を実施することができない。	1	
神戸淡路鳴門自動車道等の逆走防止社会実験に関する受委託契約	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年8月20日	本州四国連絡高速道路(株) 神戸市中央区小野柄通4-1-22	会計法第29条の3第4項	—	28,738,500	—	—	協定に基づく負担金	4	
高松自動車道等の逆走防止社会実験に関する受委託契約	支出負担行為担当官 四国地方整備局 木村 昌司 香川県高松市サンポート3-33	平成21年8月20日	西日本高速道路(株)四国支社 高松市朝日町4-1-3	会計法第29条の3第4項	—	316,300,950	—	—	協定に基づく負担金	4	
平成21年度 高知法務総合庁舎新営繕文化財発掘調査業務委託	支出負担行為担当官 四国地方整備局 足立 敏之 香川県高松市サンポート3-33	平成21年9月1日	高知県教育委員会 教育長 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	会計法第29条の3第4項	—	33,789,000	—	—	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められている	4	
平成21年度 嘉瀬川ダム管内環境保全業務	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島 修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年8月19日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	8,958,600	—	—	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い取得した水没内用地の管理、環境保全をするため、除草及び周辺美化を行い、適正な自然空間を創出することを目的とするものである。上記内容を円滑かつ的確に遂行するためには、除草を適正に履行することだけでなく、併せて周辺美化において、地元の活動状況、地域の気候や地形条件等を把握・理解し、更には地域住民の環境愛護意識の高揚や自主的活動の啓発、推進に努めることや官民の連携・協働した管理体制が不可欠である。そのためには、関係機関、住民団体等との円滑な連携調整が必要であり、かつ公平性、中立性が強く求められる。以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、当該管内の地元自治体であり、地域住民、住民団体等と公平・中立な立場で連携し、住民参加のネットワークを構築できる佐賀市が唯一の契約相手である。	19	
平成21年度嘉瀬川ダム残土処分業務(第1期)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中島 修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年8月21日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	116,279,280	—	—	佐賀市並残土処分場は、嘉瀬川ダムの工事区域の近傍で唯一の残土処分場であるため、佐賀市と契約するものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
平成21年度 嘉瀬川ダム建設 に伴う葦蒲地区残土処分手続 き資料作成	分任支出負担行為担当官 九州地方 整備局嘉瀬川ダム工事事務所長 中 島修 佐賀市高木瀬東2-16-35	平成21年8月26日	佐賀市長 佐賀市栄町1-1	会計法第29条の3第4項	—	2,986,850	—	—	本業務は、嘉瀬川ダム建設に伴い発生する 残土の処分を行う処分場として農地等を借 地し、葦蒲地区の残土処分場において土砂 処分が完了し、地権者へ土地を返還するに あたり、農地機能復旧完了及び確定測量後 の換地処分登記を委託するものである。 その業務にあたっては土地改良法等の関係 法令を熟知・精通したうえ、地権者で構成す る住民団体等との連携・協働した協力体制 の確立が不可欠である。そのためには、関 係機関、住民団体等との円滑な連携調整が 必要であり、かつ公平性、中立性が強く求め られる。以上のことから、本業務を円滑かつ 的確に遂行するためには、当該地区の地元 自治体であり、地域住民、住民団体等と公 平・中立な立場で連携し、住民参加のネット ワークを構築出来る佐賀市が唯一の契約相 手である。	19	
球磨地区堤防等周辺美化(後 期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方 整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708 -2	平成21年9月4日	球磨村長 柳詰恒雄	会計法第29条の3第4項	—	3,045,000	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相 手方が一に定められているもの	4, 19	
人吉地区堤防等周辺美化(後 期)委託	分任支出負担行為担当官 九州地方 整備局八代河川国道事務所長 笠井 雅広 熊本県八代市萩原町1-708 -2	平成21年9月8日	人吉市代表者 人吉市長 田中信孝	会計法第29条の3第4項	—	5,323,500	—	—	地方公共団体との取決めに、契約の相 手方が一に定められているもの	4, 19	
新千歳空港ILS用地造成工事 埋蔵文化財発掘調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年7月1日	(財)北海道埋蔵文化財 センター 北海道江別市西野幌68 5番地1	会計法第29条の3第4項	32,681,250	32,681,250	100.0%	—	本業務は文化財保護法の規定に基づき、埋 蔵文化財記録及び保存のために発掘調査 を行うものである。国の機関等が行う埋蔵文 化財の発掘調査については北海道教育委 員会に対して事前協議を行うこととなっており、北海道教育委員会において発掘調査者 の決定を行っているものである。	1	
南長沼地域 換地計画等調査 委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年7月6日	南長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町中 央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	8,068,185	8,068,185	100.0%	—	農業者の個人情報等を中心に調査等を行う ものであり、公共機関による調査が必要であ る。南長沼土地改良区は、農地の権利関係 について農業委員会を通じて把握している 唯一の相手方であるため。	12	
雨竜地域 換地計画等委託業 務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年7月24日	雨竜町 北海道雨竜郡雨竜町字フ シコウリウ104番地	会計法第29条の3第4項	5,983,152	5,983,152	100.0%	—	当該業務は、農業者の個人情報等を中心に 調査するものである。雨竜町は、関係者との 連絡調整に精通し、農業委員会を通じ農地 の権利関係を把握している唯一の相手方であ るため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
妹背牛地区 農地集積・地域 農業構造等調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年8月26日	妹背牛町 北海道雨竜郡妹背牛町 字妹背牛5200番地	会計法第29条の3第4項	3,345,704	3,345,704	100.0%	—	利用権等設定状況及び農地移動など権利 関係等の個人情報が含まれる農家基本台 帳を有しており、行政の立場から将来の地 域農業構造を見据えた営農指導・関係機関 等との調整を行っていることから本事業推進 の調整窓口として関係者の事情に精通して いる唯一の相手方であるため。	4	
妹背牛地区 用排水路整備推 進調整等委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年8月26日	深川土地改良区 北海道深川市西町10番 36号	会計法第29条の3第4項	4,977,869	4,977,869	100.0%	—	個人情報に関わる組合員土地原簿や賦課 台帳を保有し、用水系統・受益者毎の用排 水施設の利用状況等を正確に把握している とともに、受益農家との繋がりが深く事業区 域の地理に精通しており、工事実施調整及 び用排水路の施設整備に係る円滑な地元 調整、事業完了後の維持管理に向けた調整 及び事業の農家負担金に係る調整が可能 である唯一の相手方であるため。	12	
妹背牛地区 営農形態・経費 節減状況等調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年8月28日	北いぶき農業協同組合 北海道雨竜郡秩父別町1 298番地の8	会計法第29条の3第4項	2,320,829	2,320,829	100.0%	—	農業者への資金貸借事務と一元的な集出 荷を担い、個人情報を有する営農管理報告 票等から、受益地内における関係農家毎の 営農形態、経営状況、作物作付及び農産物 販売状況について、常に詳細に把握してい る唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 由仁地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月1日	由仁土地改良区 北海道夕張郡由仁町本 町151番地	会計法第29条の3第4項	4,158,668	4,158,668	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる 賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保 有しており、受益地の変動を常に把握してい るとともに当該地域の水利施設を管理して いる唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 南長沼 地域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月1日	南長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町中 央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	4,069,446	4,069,446	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる 賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保 有しており、受益地の変動を常に把握してい るとともに当該地域の水利施設を管理して いる唯一の相手方であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
由仁地区 営農形態・農産物 販売状況調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月2日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町中 央3丁目104番地	会計法第29条の3第4項	4,647,137	4,647,137	100.0%	—	個人情報が含まれる営農管理報告票を保有し、当該地域の営農形態及び農産物販売状況を把握しているとともに、受益農家の営農状況及び農産物流通動向に精通している唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 栗山町 畑地かんがい推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月2日	そらち南農業協同組合 北海道夕張郡栗山町中 央3丁目104番地	会計法第29条の3第4項	1,054,004	1,054,004	100.0%	—	個人情報が含まれる営農計画書を保有し、受益農家の作付け状況や収量状況を常に把握しているとともに当該区域の導入作物状況や、農産物流通動向に精通している唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 恵庭地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月4日	恵庭土地改良区 北海道恵庭市島松東町3 丁目6番12号	会計法第29条の3第4項	3,533,115	3,533,115	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる厩課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設を管理している唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 夕張地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	夕張土地改良区 北海道夕張市沼ノ沢213 番地27	会計法第29条の3第4項	1,145,067	1,145,067	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる厩課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設を管理している唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 空知地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	北海土地改良区 北海道岩見沢市6条西7 丁目1番地	会計法第29条の3第4項	3,864,536	3,864,536	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる厩課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設を管理している唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 江別地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	江別土地改良区 北海道江別市8条8丁目 5番地	会計法第29条の3第4項	1,013,648	1,013,648	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる厩課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに当該地域の水利施設を管理している唯一の相手方であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
道央用水(三期)地区 長沼地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	長沼土地改良区 北海道夕張郡長沼町中 央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	4,210,740	4,210,740	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる 賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保 有しており、受益地の変動を常に把握してい るとともに当該地域の水利施設を管理して いる唯一の相手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 栗山地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	栗山土地改良区 北海道夕張郡栗山町松 風3丁目299番地3	会計法第29条の3第4項	4,151,958	4,151,958	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる 賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保 有しており、受益地の変動を常に把握してい るとともに当該地域の水利施設を管理して いる唯一の相手方であるため。	12	
北空知地域 水利再編基礎調 査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月7日	沼田町土地改良区 北海道雨竜郡沼田町南1 条3丁目6番53号	会計法第29条の3第4項	3,139,593	3,139,593	100.0%	—	個人情報が含まれる賦課台帳(組合員名簿 及び土地原簿)を保有し、土地所有の変動を 常に把握しているとともに、当該地域の用水 路等農業水利施設を管理している唯一の相 手方であるため。	12	
道央用水(三期)地区 千歳地 域事業推進調査委託業務	佐藤 昌志 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月28日	千歳市 北海道千歳市東雲町2丁 目34番地	会計法第29条の3第4項	3,565,361	3,565,361	100.0%	—	土地の権利関係等の個人情報が含まれる 賦課台帳(組合員名簿及び土地原簿)を保 有しており、受益地の変動を常に把握してい るとともに当該地域の水利施設を管理して いる唯一の相手方であるため。	4	
夕張シューパロダム 流域資 産評価保存検討業務	北村 匡 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	平成21年9月16日	夕張市 北海道夕張市本町4丁目	会計法第29条の3第4項	5,000,000	5,000,000	100.0%	—	業務処理能力を有する地元自治体との委託 契約を行うため。	4	
ふらの地区外 施設現況調査 等委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年8月10日	富良野土地改良区 北海道空知郡中富良野 町丘町7番18号	会計法第29条の3第4項	10,318,350	10,318,350	100.0%	—	地域のほ場の整備水準等を十分把握しており、当該地域における整理内容について十分な理解と知識を持ち、地域農業者及び農地の権利関係等、特定の情報を有する唯一の相手方であるため。	12	
ふらの地区外 事業管理基礎 調査等委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年8月31日	富良野市 北海道富良野市弥生町1 番1号	会計法第29条の3第4項	2,032,000	2,032,000	100.0%	—	関係農業者の情報に精通しているとともに、特定の情報に関する基礎資料を有する唯一の相手方であるため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
富良野盆地地区外 事業推進 調整等委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年8月31日	中富良野町 北海道空知郡中富良野 町本町9番1号	会計法第29条の3第4項	15,482,000	15,482,000	100.0%	—	当該地域のほ場の整備水準等を把握し、地 域農業者及び農地の権利関係等の情報を 有する唯一の相手方であるため。	4	
富良野盆地地区外 営農推進 調整等委託業務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年8月31日	ふらの農業協同組合 北海道富良野市朝日町3 番1号	会計法第29条の3第4項	2,114,700	2,114,700	100.0%	—	富良野市、中富良野町の営農計画・営農指 導を行い作付実態を十分把握していることと もに、富良野盆地地区及びふらの地区の受益 農家を組合員とし、組合員の営農に関する 特定の情報を営農計画書等により管理して いる唯一の相手方であるため。	12	
上士別地区 換地計画委託業 務	本田 幸一 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	平成21年9月28日	北海道 札幌市中央区北3条西6 丁目	会計法第29条の3第4項	13,041,000	13,041,000	100.0%	—	事業計画に基づく換地計画の策定について は、国営土地改良事業に係る換地関係業務 取扱要領において、都道府県知事と委託契 約するものとされているため。	4	
別海地域 土地所有状況等調 査委託業務	安田 修 釧路開発建設部 釧路市幸町10丁目3番地	平成21年8月13日	別海町 北海道 野付郡別海町別海常盤 町280番地	会計法第29条の3第4項	3,000,000	3,000,000	100.0%	—	別海地域の受益地の土地利用や土地所有 の移動状況を常に把握し、受益地の地籍資 料や受益者戸別の資料及び畜産農家の個 別経営資料を保有する唯一の相手方である ため。	12	
富士見地区事業推進等調査	留萌開発建設部長 小笠原 章 留萌市寿町1丁目68	平成21年7月7日	天塩町 北海道天塩郡天塩町新 栄通8丁目	会計法第29条の3第4項	3,039,500	3,039,500	100.0%	—	農地所有状況の把握した事業を推進するた めに、個人情報も含めた調査をすることがで きる唯一の相手方であるため。	4	
港湾施設用地使用料(その2)	分任支出負担行為担当官 青森港湾事務所長 中本 陸 青森市本町3-6-34	平成21年9月24日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	2,484,300	2,484,300	100.0%		本件は、青森港整備において使用する被 覆・根固・消波ブロックの製作及び仮置きを 行うための用地を借り上げるものである。青 森県が所有する当該土地は、青森港整備を 行ううえで、経済性、効率性においてもっと 優れた土地であり、また場所が限定されるこ とにより、供給者が一に限定されるため。	5	
土地使用料(9,620.19㎡)	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若嶋正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年7月31日	三八地域県民局長 八戸市河原本北沼1-1 31	会計法第29条の3第4項	2,407,559	2,407,559	100.0%		本業務は、今年度の八戸港港湾整備を実施 する上で必要な、各種ブロックを仮置する用 地を借り上げるものである。本業務の実施に あたっては、海上工事である防波堤整備に 必要なブロックの仮置場として借り上げるも のであり、条件として当該物品を海上搬送す るため工船用船舶を接岸する岸壁を要し、 且つ、ブロックを借り置きする広さのあるこ とが求められる。当該用地は、八戸港内の岸 壁に隣接しており、当局の希望する条件に 合致している。他にこの様な条件の用地を 探すことは難しい。当該用地は港湾施設用 地であり、所有者は港湾管理者である青森 県(三八地域県民局)であり、本件を履行で きる唯一の者である。よって、会計法第29 条の3条4項に基づき、三八地域県民局と随 意契約を行うものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
土地使用料(3,991.23㎡)	分任支出負担行為担当官 八戸港湾・空港整備事務所長 若崎正光 八戸市沼館4-3-19	平成21年9月11日	三八地域県民局長 八戸市河原北沼1-1 31	会計法第29条の3第4項	1,378,996	1,378,996	100.0%		本業務は、今年度の八戸港湾整備を実施 する上で必要な、各種ブロックを仮置する用 地を借り上げるものである。本業務の実施に あたっては、海上工事である防波堤整備に 必要なブロックの仮置場として借り上げるも のであり、条件として当該物品を海上搬送す るため工船用船舶を接岸する岸壁を要し、 且つ、ブロックを借り置きする広さのあるこ とが求められる。当該用地は、八戸港内の岸 壁に隣接しており、当局の希望する条件に 合致している。他にこの様な条件の用地を 探すことは難しい。当該用地は港湾施設用 地であり、所有者は港湾管理者である青森 県(三八地域県民局)であり、本件を履行で きる唯一の者である。よって、会計法第29 条の3第4項に基づき、三八地域県民局と随 意契約を行うものである。	5	
久慈港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年7月7日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1- 1	会計法第29条の3第4項	1,032,720	1,032,720	100.0%		本件は、平成21年度久慈港湾口地区防 波堤(南堤)本体工事で使用するフローティ ングドックを係留させるために、岸壁を使用 するものである。本体工事で使用するのため にはフローティングドックの背後に作業用地を 確保しなければならず、久慈港内で条件を 満たす施設は当該施設のみである。また、 当該施設は岩手県が所有するものであり代 替性がなく、効率性及び経済性において最 も優れた施設である。よって、会計法第29 条の3の4項に基づき随意契約するもので ある。	5	
久慈港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官釜石港湾事 務所長村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年7月31日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1- 1	会計法第29条の3第4項	1,333,930	1,333,930	100.0%		本件は、平成21年度久慈港湾口地区防 波堤(南堤)本体工事で使用するフローティ ングドックを係留させるために、岸壁を使用 するものである。本体工事で使用するのため にはフローティングドックの背後に作業用地を 確保しなければならず、久慈港内で条件を 満たす施設は当該施設のみである。また、 当該施設は岩手県が所有するものであり代 替性がなく、効率性及び経済性において最 も優れた施設である。よって、会計法第29 条の3の4項に基づき随意契約するもので ある。	5	
久慈港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官釜石港湾事 務所長村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年8月31日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1- 1	会計法第29条の3第4項	1,290,900	1,290,900	100.0%		本件は、平成21年度久慈港湾口地区防波 堤(南堤)本体工事で使用するフローティ ングドックを係留させるために、岸壁を使用 するものである。本体工事で使用するのため にはフローティングドックの背後に作業用地を 確保しなければならず、久慈港内で条件を 満たす施設は当該施設のみである。また、 当該施設は岩手県が所有するものであり代 替性がなく、効率性及び経済性において最 も優れた施設である。よって、会計法第29 条の3の4項に基づき随意契約するもので ある。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
久慈港湾施設(岸壁)使用料 1式	分任支出負担行為担当官 釜石港湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成21年9月30日	久慈地方振興局 岩手県久慈市八日町1-1	会計法第29条の3第4項	1,333,930	1,333,930	100.0%		本件は、平成21年度久慈港湾口地区防波堤(南堤)本体工事で使用するフローティングドックを係留させるために、岸壁を使用するものである。本体工事で使用するためにはフローティングドックの背後に作業用地を確保しなければならず、久慈港内で条件を満たす施設は当該施設のみである。また、当該施設は岩手県が所有するものであり代替性がなく、効率性及び経済性において最も優れた施設である。よって、会計法第29条の3の4項に基づき随意契約するものである。	5	
小名浜港湾施設使用料 (8,837.51㎡)	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町65	平成21年8月28日	福島県知事佐藤雄平 福島県福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,907,451	1,907,451	100.0%		当該用地は、平成21年度小名浜港東港地区工事において使用する根固及び被覆ブロックの仮置きを行うための用地であり、積出施設に隣接している当該用地は作業効率及び積出経費の面で最適であり、工事期間中に条件を満たす用地は当該用地のみである。以上のことから、福島県が所有する当該土地は、小名浜港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地であると言える。よって、会計法第29条の3第4項に基づいて随意契約するものである。	5	
庁舎清掃業務(その2) 1式	仙台港湾空港技術調査事務所長 佐藤 正勝 仙台市宮城野区榴岡5-1-35	平成21年8月30日	大和情報サービス(株) 東京都台東区上野7-1-4-4	会計法第29条の3第4項	—	1,260,000	—		当該契約は、仙台港湾空港技術調査事務所が大和情報サービス株式会社から庁舎として賃貸借契約を締結しているロイメント仙台の清掃を行なうものである。大和情報サービス株式会社は、ロイメント仙台の所有者であるロイメント仙台事業組合から委任を受け、ビルの保守管理を含む総合的な運営業務を行っており、共用部分や他のテナントを含めビル全体の清掃業務を行なっている。本業務は、職員の勤務時間前に執務室の清掃を行なうものであり、保安面についても信頼できること、またビル全体の清掃業務の経験を有していることから、大和情報サービス株式会社が本業務を最も経済的かつ円滑に実行できる唯一の業者である。よって、会計法第29条の3第4項により同社と随意契約を行ったものである。	19	
姫路港広畑地区泊地(ー14m)浚渫工事の施工に伴い発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野 憲司 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	平成21年7月17日	兵庫県中播磨県民局長 笹倉 雅人 姫路市北条1-98	会計法第29条の3第4項	—	37,711,564	—		工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	14	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
神戸港PII期地区PC18ゲート 効率化モデル事業実施業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 森川 雅行 神戸市中央区海岸通29	平成21年7月30日	(株)上組 港運事業本部 執行役員本部長 花田輝夫 神戸市中央区浜辺通4-1-11	会計法第29条の3第4項	—	65,962,192	—		本業務を実施するためには、取扱コンテナ貨物量、作業体制及び関係者との事前調整に関する以下の条件が調っているコンテナターミナルであることが不可欠である。 ①本業務は、スーパー中核港湾を核としたコンテナ物流の総合的集中改革プログラムの施策であり、ビジネスモデルに移行するため、神戸港の中でも取扱コンテナ貨物量が多く見込めること ②ゲートオープン時間拡大のための効率的な作業体制等を組むための荷役機械・人員等を有すること ③ゲートオープン時間拡大のための関係者(港湾管理者、港運協会、労働組合等)との事前調整が調っていること 神戸港PII期地区PC18は、以上の条件を全て満足する現在唯一のコンテナターミナルである。同コンテナターミナルにおいてゲート作業及び荷役作業を行う者は(株)上組しかなく、同社が本業を実施できる唯一の会社であるため。	14	
堺北港堺2区作業用地賃貸 (その9)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備 事務所長 坂 克人 大阪港湾・空港整備事務所 豊中市蛸池西町3-371	平成21年8月1日	(株)新日鉄都市開発 関 西支店 大阪市北区中之島3-2-4	会計法第29条の3第4項	—	2,684,244	—		当該用地は、株式会社新日鉄土地開発の敷地内に位置しており、用地の所有者である株式会社新日鉄土地開発が当該用地を賃貸する権限を有する唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社新日鉄土地開発関西支店と随意契約を行うものである。	5	
大阪湾汚濁機構解明検討	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾空港技術調 査事務所長 平澤 充成 神戸市中央区小野浜町7-30	平成21年9月1日	国立大学法人 大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1	会計法第29条の3第4項	—	12,000,000	—		本業務は、大学等研究者を対象に近畿地方整備局が求める技術開発テーマを、平成19年12月7日～平成20年1月31日まで公募し、応募された研究シーズを第三者機関である「新技術開発評価会議」の審査により特定した。今回公募した「沿岸海域における浮遊ゴミ等」の効率的な回収に資する技術」に応募のあった内容について「新技術開発評価会議」で審査した結果、上記法人の提案は「技術開発テーマに対する技術提案」において、的確性、実現性が優れており、当局の期待する優秀なものとして特定された。 以上のことから、上記法人と契約を行うものである。	14	
庁舎賃貸借(その3)	支出負担行為担当官 中国地方整備 局副局長 上野進一郎 広島市中区 東白島町14-15	平成21年8月21日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝三丁目3番1号	会計法第29条の3第4項	27,471,390	27,471,390	100.0%		本賃貸借は、今年度新規に契約した中国地方整備局宇部港湾事務所の庁舎用建物及び倉庫・資材置場・駐車場用の土地を賃貸借するものである。当該物件は宇部市内で、庁舎用建物、倉庫・資材置場・駐車場も確保できる唯一の物件であった。本物件以外の物件は、倉庫・資材置場・駐車場を別に確保しなければならず、庁舎用建物の賃貸借料のほか更に更なる支出が見込まれ、当該物件と比べ経済性の観点から得策ではなかった。また、平成22年度も引き続き事務室等として使用する必要があるため、会計法第29条の3第4項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	5	
高松港港湾工事用地賃貸 (その3)	分任支出負担行為担当官四国地方整 備局 高松港湾・空港整備事務所長 石橋 洋信 高松市浜 ノ町72番9号	平成21年7月24日	香川県知事 高松市番町4丁目1番10号	会計法第29条の3第4項	17,232,435	17,232,435	100.0%		ケーソン製作ヤードとしての賃貸借期間、場所、広さを満足する土地が香川県の土地だけであるため引き続き契約が必要である。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
今治港作業用地賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成21年7月1日	今治市長 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項	2,510,054	2,510,054	100.0%		今治港の港湾工事を施工するために必要な 工事用地を賃貸借するにあたっては、工事 施工場所周辺の空き用地を調査した結果、 当方が求めている要件(所在地、面積、賃貸 借期間等)を満たす用地について他になく、 場所が特定され供給者が一に限定されるた	5	
松山港工事用地賃貸借	分任支出負担行為担当官四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 中川 研造 愛媛県松山市海岸通2426-1	平成21年7月24日	帝人(株) 大阪府大阪市中央区南 本町1丁目6番7号	会計法第29条の3第4項	2,381,732	2,372,895	99.6%		松山港の港湾工事を施工するために必要な 工事用地を賃貸借するにあたっては、工事 施工場所周辺の空き用地を調査した結果、 当方が求めている要件(所在地、面積、賃貸 借期間等)を満たす用地について他になく、 場所が特定され供給者が一に限定されるた	5	
作業ヤード賃貸借(その11)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年7月24日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	4,715,451	4,715,451	100.0%		高知港における港湾整備事業の実施に必要 な作業用地を賃貸借契約しており、当方が 必要な要件(所在地、広さなど)を満たす 用地は他になく、事業実施の間は継続して 用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その12)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年7月31日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	7,137,448	7,137,448	100.0%		高知港における港湾整備事業の実施に必要 な作業用地を賃貸借契約しており、当方が 必要な要件(所在地、広さなど)を満たす 用地は他になく、事業実施の間は継続して 用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その14)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年8月31日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	2,874,165	2,874,165	100.0%		高知港における港湾整備事業の実施に必要 な作業用地を賃貸借契約しており、当方が 必要な要件(所在地、広さなど)を満たす 用地は他になく、事業実施の間は継続して 用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借(その13)	分任支出負担行為担当官四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 高知県高知市種崎874	平成21年9月24日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,433,640	1,433,640	100.0%		須崎港における港湾整備事業の実施に必要 な作業用地を賃貸借契約しており、当方が 必要な要件(所在地、広さなど)を満たす 用地は他になく、事業実施の間は継続して 用地を確保する必要があるため。	5	
博多港浚渫土砂等投棄料	支出負担行為担当官九州地方整備局副局長 九州 福岡市 博多区博多駅東2-10-7	平成21年7月28日	福岡市 福岡市中央区天神1-8-1	会計法第29条の3第4項	58,343,975	58,343,975	100.0%		浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄り で、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せ ざるを得ず、競争性がないため。	14	
新若戸道路護岸外1件工事により発生する土砂投棄料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成21年9月28日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	1,360,000	1,360,000	100.0%		浚渫土砂の処分は、工事箇所から最寄り で、かつ、受け入れ可能な土捨て場を選定せ ざるを得ず、競争性がないため。	14	
土地7,400㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所 別府市石垣東10-3-15	平成21年9月30日	大分県 大分市大字日吉原3番地	会計法第29条の3第4項	3,145,000	3,145,000	100.0%		当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	5	
熊本港荷さき地・野積場使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所 熊本市川尻2丁目8-61	平成21年9月30日	熊本県 熊本市水前寺6丁目18-1	会計法第29条の3第4項	1,067,626	1,067,626	100.0%		当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	5	
土地11,050.00㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	平成21年7月24日	宮崎県 宮崎市橘通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,045,086	1,045,086	100.0%		当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	5	
志布志港外港地区野積場8,080㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 志布志市志布志町帖6617-182	平成21年9月15日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	4,873,700	4,873,700	100.0%		当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	5	
志布志港新若浜地区野積場5,581㎡使用料	分任支出負担行為担当官九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 志布志市志布志町帖6617-182	平成21年9月25日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,238,990	1,238,990	100.0%		当該場所であれば公共事業を行うことが 不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備 考
ポリ塩化ビフェニル(特別管理 産業廃棄物)処理委託契約	分任支出負担行為担当官 猪瀬 俊和 福岡空港事務所 福岡県福岡市博多区 上臼井字屋敷295	平成21年7月8日	日本環境安全事業(株)	会計法第29条の3第4項	5,212,000	5,212,000	100.0%		ポリ塩化ビフェニルが人の健康及び生活環 境に係る被害を生ずる恐れがある物質であ り、その難分解性、高蓄積性、大気や移動 性の生物種を介して長距離を移動するとい う性質から、将来の世代にわたり、地球規模 の汚染をもたらすものであることを十分に理 解し、確実かつ適切に処理を行うことが可能 な施設を有することが必要不可欠である。 このため、上記の要件を備えた者がその履 行にあたらなければ本業務を遂行すること は不可能であることから、一般競争入札は 適さないと判断し、環境省策定の「ポリ塩化 ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、 標記業者が唯一指定を受けている業者であ ることから、会計法第29条の3第4項及び予 算決算及び会計令第102条の4第3号によ り、左記業者と随意契約を締結したものであ る。	12	
雷監視システム山口宇部検知 局の修理(山口宇部)	支出負担行為担当官 福岡管区気象台長 西出 則武 福岡市中央区大濠1-2-36	平成21年7月22日	日本電気㈱ 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項	—	1,050,000	—		日本電気㈱と締結した本契約については、 当該装置を開発した業者であり、同装置に ついて十分熟知し必要とする技術力を有し ており、防災対策上、緊急に修理を要するた め。	13	